

令和 7 年度 第 2 回忠岡町環境保全審議会 議 事 錄

開催日時 令和 7 年 11 月 19 日 (水) 14:00~17:00

開催場所 忠岡町役場 2 階 健康講座室

出席委員 【1 号委員 (忠岡町議会議員)】

今奈良委員、小島委員、田辺委員

【2 号委員 (学識経験者)】

下村委員 (副会長)、竹中委員 (会長)、黒田委員

【3 号委員 (地域代表)】

大西委員、加藤委員、松阪委員、石井委員、前川委員、勝元委員、内藤委員

以上 13 名

欠席委員 【3 号委員 (地域代表)】

吉田委員、山川委員

以上 2 名

事務局 新城部長、小倉次長兼課長、高木主査、白石主査

基本計画等策定事業者：(株式会社エスプール) 植松、馬場

傍聴者 3 名

議事 議案第 1 号 (仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境

影響評価方法書に係る市町村長意見について

報告第 1 号 忠岡町環境基本計画等の策定について

資料 ・忠岡町環境保全審議会条例、委員名簿

・委員質疑書による追加意見、質問等【資料 1】

・(仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境影響評価方法書
に対する審議会意見について (答申) (案) 【資料 2】

・忠岡町環境基本計画 (素案) 【資料 3】

・忠岡町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) (素案) 【資料 4】

(事務局)

それでは皆様おそろいでございますので、只今から令和7年度第2回忠岡町環境保全審議会を開催させていただきます。

本日は公私何かとお忙しい中、審議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を努めさせていただきます、産業住民部次長兼生活環境課長の小倉でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

初めに、定足数を報告いたします。本日は、委員定数15名のうち、13名のご出席をいただいております。審議会条例第5条第2項の規定より、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、委員のご紹介をさせていただくところですが、先日開催の第1回と変わりありませんのでお手元の委員名簿にて代えさせていただきます。

なお、吉田委員・山川委員につきましては、本日所用のため、欠席でございます。

続きまして事務局の紹介をさせていただきます。産業住民部長の新城でございます。改めまして、産業住民部次長兼生活環境課長の小倉でございます。生活環境課主査の高木でございます。同じく生活環境課主査の白石でございます。

当審議会は、公開しております。後日町HP及び情報閲覧コーナーにて会議録を公開いたします。つきましては、会議録作成のため、議事については録音させていただきますので、ご理解賜ります様よろしくお願ひいたします。

なお、本日の傍聴者は3名です。

それでは、議事に移る前に資料を確認させていただきます。本日の資料につきましては、「会議次第」、「忠岡町環境保全審議会条例」、「忠岡町環境保全審議会委員名簿」と、「(資料1) 委員質疑書による追加意見、質問等」、「(資料2) (仮称)忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境影響評価方法書に対する審議会意見について(答申案)」、「(資料3)忠岡町環境基本計画(素案)」、「(資料4)忠岡町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(素案)」となります。

資料をお持ちでない方不足のある方がいらっしゃいましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、議事に移らせていただきます。これ以降の議事進行は、審議会条例第4条第3項の規定により、会長にお願いしたく存じます。竹中会長、よろしくお願ひいたします。

(竹中会長)

会長が議事進行を務めるということですので、進行を引き継がせていただきます。

本日は、前回諮詢を受けました、(仮称)忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境影響評価方法書に係る市町村長意見について、本審議会より答申を行います。

それではまず、前回の審議会後に追加で提出していただいた委員質疑書に対する回答、及び対応について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

事務局の高木より、前回審議会開催後にどのような質疑があったのか、またそれに対する事業者回答について、資料1を用いてご報告させていただきます。

前回審議会開催後10月31日を期限として、当日ご質問いただけなかった点について後日質疑を受付いたしました。その結果、資料1のとおり山川委員・内藤委員・今奈良委員の3名から質疑がございましたので、内容について事業者に問い合わせを行いまして、事業者回答をそれぞれ右に記載しております。

それでは順に山川委員のご質問からご紹介させていただきます。炉から出るエネルギー利用について、発電以外に温水を作ることは可能なのか。温水プールの様な施設が近くに併設されればより良い事業になるのではないか。また、球技大会など地域に密着した取り組みができないか。こうした取り組みでこの事業をより良いものにしていけるのではないかといったご意見です。こちらは方法書の特定の記載に対するご意見というよりも、事業の在り方に対するご意見かと思います。山川委員からご提出いただいた際にも委員からそうした意向を聞き取っております。

これに対する事業実施者の回答としましては、熱エネルギーを利用して温水を作ることは技術的には可能なものの、今回の事業地面積の関係上、施設設置することは難しいというご回答がありました。また、2段落目ですがあくまでエネルギー利用の形は廃熱から発電するというものであるが、ここで発電した電気を地域で利用していただくことを検討しているというご回答をいただいております。ここでいう地域利用がどのような形かということについては、例として公共施設での電気利用やEV車用の充電施設の設置などが挙げられていますが、実際の形は町行政含め、地元の方々との協議の場を設けて決めていきたいというご回答でした。加えて、球技大会の様な地域貢献メニューについては、事業者においてもスポーツ振興や清掃活動なども事例はあるということですが、こちらについても具体的に町内でどのような形で実施できるかについては協議の中で決めていきたいというご回答でした。

続いて、内藤委員からいただいたご意見ですが、木材コンビナート内の搬入出ルートに関する車両導線のご質疑です。方法書中では、大型車は阪神高速出口から臨港道路を通って、小型車は大阪臨海線を通って搬入出されるという運行計画が示されており、あくまで忠岡町内において大型車や小型車が往来することはないといった記載でしたが、コンビナート内で安全な運行ができるのかについては、地元企業への説明を希望するというご意見あります。

これに対する事業実施者の回答としましては、環境アセスメントの手続き中で必ず必要となる準備書段階での説明会とは別に、木材コンビナート内の搬入・搬出ルートについて、速やかに木材コンビナート協会様へ説明を行うという意向がありました。

続いて、今奈良委員から、方法書 16 ページ 18 ページの施設の概要において、「詳細設計により変更する可能性がある」と記載されていることについて、どのような場合にどの部分が変更される可能性があるのかというご質問がございました。

これに対する事業実施者の回答としましては、今後、施設の基本・実施設計を行っていく流れとなることから、環境アセスメントの手続きである環境影響評価準備書の提出段階においては、その時点の最新の設計情報を掲載することになるということで、その際、例として排ガス濃度の設計値の変更などが考えられるという回答がありました。

以上、3名委員からいただいた事後質疑の内容とそれに対する事業者回答をご説明させていただきました。一度進行をお返しいたします。

(竹中会長)

ありがとうございました。続きまして、前回の審議会において、答申書のとりまとめは会長預かりとさせていただいておりましたので、事前に送付いたしました資料 2 のとおり、答申書案を作成しております。この内容について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、引き続き事務局の高木からご説明させていただきます。資料 2 をご覧ください。ただ今、竹中会長よりお話のありましたとおり、本答申は会長預かりとなっておりましたので、前回の皆様のご意見・質疑と先ほどの後日質疑の内容を反映させる形で、会長とご相談させていただいた上で、お手元の案を作成させていただいております。まず、答申書は忠岡町環境保全審議会会長発出、忠岡町長宛となっております。本審議会において答申内容が確定いたしますと、町長はこの答申書を受けて、環境保全に関する市町村意見として取りまとめを行い、大阪府知事へ回答することとなります。今回の方法書については、本町をはじめ岸和田市や泉大津市へも市町村意見を照会されているということですので、事業実施者はこれら市町から提出された市町村長意見を踏まえて、調査・予測・評価を行い、今回の方法書に続く準備書を作成することとなりますので、今回の意見書については、あくまで方法書段階における意見であり、今後の手続きの中で更なる検討を求めるものとして作成しております。全体の構成としましては、1~6 の 6 つの視点での意見答申となっております。

それでは、表面の 1 から順に見てまいります。1 につきましては、環境影響評価の実施にあたり、事業活動による影響を改めて検討した上で、環境影響評価の項目を適切に選定し、最新の知見に基づいた調査、予測及び評価を定量的に行い、具体的な環境保全措置の

検討を行うことを求める意見でございます。こちらは、環境アセスメント制度において今後準備書・評価書と手続きが進む中で、事業者の基本的な姿勢として求めるものであり、方法書の中の特定の部分に対する意見ではなく全体を通した総括的な意見となります。

続いて 2 につきましては、方法書の特定の部分に対応するものではなく、むしろ事業計画自体に対する意見でありまして、単なるごみ処理施設ではなく、地域エネルギーセンターとして地域の社会インフラとなるべく、地元への価値創出について地域と十分意見交換を行う場を設けるなど、地域循環共生圏の形成による地域活性化を期待する意見であり、前回審議会における下村副会長からの環境学習対応に関するご意見や後日質疑において山川委員からいただいたご意見を反映したものとなります。

次に、3 につきましては、車両運行に関する意見でありまして、事業実施場所周辺には住宅の立地はないものの、木材コンビナートの北端最奥に位置していること、また既存のクリーンセンターと比較して搬入出車両の増加が想定されることから、工事の実施時及び施設の供用時ともに車両運行計画を適切に調査・予測することに加えて、周辺事業者等との合意形成に努めることとしております。車両計画については、前回審議会においても複数ご意見いただいた部分でありまして、後日質疑で内藤委員からいただいた内容も踏まえて反映したものとなります。

次に裏面の 4 ですが、こちらは地球温暖化対策の視点となりまして、工事の実施及び施設の供用にあたっては、温室効果ガスの排出の抑制等に資する車両等を選択する努力めること。また、事業期間全体を通じた温室効果ガス排出量の予測・評価を行い、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入やエネルギーの使用の合理化に努めるなど適切な措置を講ずること。としております。こちらは、前回審議会において竹中会長からご指摘のありました低公害車の導入について積極性を求めるご意見や黒田委員からご指摘のあったライフサイクル全体をとおして温室効果ガスに関する評価等を行うべきといったご意見について反映したものとなります。

続いて、5 につきまして、こちらは方法書に係る意見書手続きや準備書の作成において、環境影響評価を実施する地域の設定根拠を分かりやすく示すこと。というもので、前回審議会において前川委員からいただいた近隣市町におけるアセスメントの実施状況に関するご質問、今奈良委員からご質問のあった環境影響評価を実施する範囲 3 km の設定根拠について明確に示すよう求めるものでございます。

最後に、6 につきまして、方法書に係る意見書手続きや準備書の作成において、現況調査の調査実施箇所の選定根拠を分かりやすく示すこと。特に大気質においては、排出元と調査地点の間に阪神高速 4 号湾岸線や府道 29 号（大阪臨海線）等の交通量の多い道路が位置すること等からより排出元に近い地点の選定等を検討すること。というもので、前回審議会において下村副会長から悪臭の測定地点の考え方に関するご質疑があったこと、また、竹中会長からご指摘のあった高速等を挟んだ地点では事業による大気質への影響を正確に測定できないのではないかといったご意見を反映したものとなります。

以上、簡単ではございますが、お手元の答申書案と前回審議会でいただいたご意見及び後日質疑との対応についてご説明させていただきました。進行をお返しいたします。

(竹中会長)

ご説明ありがとうございました。ただ今事務局から説明がありましたとおり、前回審議会において委員の皆様からいただいた意見を反映させ、答申書案を作成いたしました。委員の皆様がよろしければ、本案をもって審議会の答申とし、忠岡町長宛に提出させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(下村副会長)

直接答申案と関連するわけではありませんが、準備書が出てきた時点で本審議会として準備書に意見を言える場はあるのでしょうか。

(事務局)

今後の流れですが、今回答申いただいた内容を踏まえて町長意見として大阪府知事に意見を提出することとなります。先のご説明でもありましたとおり、泉大津市や岸和田市も同じく知事に市長意見を発出する中で、大阪府としてはこれら市町長意見を踏まえた知事意見を事業者に対して発出することとなります。この知事意見を受けて、事業者の方では準備書を作成されることになりますが、この準備書が大阪府に提出されるとまた同じようにそれに対する市町村長意見ということで大阪府から照会がありますので、準備書段階においても同じようにこの審議会で答申をいただくという場があろうかと思います。

(下村副会長)

分かりました。

(竹中会長)

評価書の段階では意見発出はなかったかと思いますので、意見をいう機会は方法書と準備書の段階だったかと思います。他にご意見などございませんでしょうか。ご意見等無いようですので、本案をもって審議会の答申とし、忠岡町長あてに提出させていただいてもよろしいでしょうか。

<異議なし>

(竹中会長)

ご意見等無いようですので、本案をもって審議会の答申とし、忠岡町長あてに提出させていただきます。ご審議ありがとうございました。

続きまして、報告第1号忠岡町環境基本計画等の策定についてということで、前回計画の概要をご説明いただいたところですが、今回は計画素案として取りまとめられたということで内容について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、忠岡町環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について、事務局の白石より、ご報告いたします。お手元の資料3、資料4をもとにご説明させていただきます。本日はご報告にあたり、計画策定支援事業者である株式会社エスプール様にもご同席いただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

計画策定の今後の流れとしては、12月にパブリックコメントの募集を予定しております。本日委員の皆様よりいただいたご意見については、パブリックコメントにかける計画素案に適切に反映させていただきますので、両計画素案に対して、幅広い視点からご意見をいただければと考えております。

資料については、前のモニターに同じものを表示いたしますので、手元資料と見比べながらご確認ください。

それではまず、忠岡町環境基本計画（素案）について、資料3に沿ってご説明いたします。

第1章では、本計画の基本的事項について記載しております。資料1ページから6ページにかけては、世界や国における環境を取り巻く動向について取りまとめております。近年では、気候変動による猛暑や豪雨などの異常気象の発生や、自然環境の変化に伴う生物多様性の損失、大気汚染や水質汚濁といった環境汚染など、環境問題は広い範囲でかつ複雑な対策が求められます。

7ページをご覧ください。本計画は、こうした背景を踏まえて、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進するため、忠岡町総合計画を上位計画として、環境施策の指針を示し、環境にかかわる様々な取り組みの基礎となる計画として位置づけます。

8ページをご覧ください。ページ上部には、本計画の計画期間を記載しております。計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。これは、本町において既に策定済みで、町の事務事業における温室効果ガス排出量を削減することを目的とした計画である「第5次忠岡町地球温暖化対策実行計画」の計画期間に合わせたものです。なお、計画期間中にあっても社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて、見直しを図るものとします。ページ下部には、本計画の対象について、記載しております。環境問題は行政による取組だけで解決することは困難であるため、住民、事業者、行政それぞれの主体が、将来像と目標の実現に向け、協働で取り組んでいくことを目指します。

次の9ページでは、本計画の構成を示しております。本計画は、本編、地球温暖化対策実行計画の区域施策編と事務事業編を示す別冊、資料編である忠岡町環境白書による3部構成とします。本編は、図1-9の緑色の箇所に示しておりますとおり、基本的事項を取り

まとめた第1章に続いて、第2章では忠岡町の環境の現状と課題、第3章では本計画の目標について、第4章では目標に向けた施策の展開について、第5章では本計画の推進方法について、それぞれ整理しています。

次のページへ進んでいただきますと、第2章では、忠岡町の環境の現状と課題について取りまとめております。主に国や府が公表している各種測定データや、本町の関連計画・事務報告など必要なデータを抽出し、取りまとめたものとなります。ご存じの箇所も多くあるかと思いますので、本日は定量的なデータを取りまとめた部分については割愛させていただき、本計画にかかわりが深く、ご確認いただきたい箇所について抜粋してご説明いたします。

12ページをご覧ください。図2-3にも示しておりますとおり、本町の人口については減少傾向にあります。2030年以降の将来推計については、現在改訂作業中の「第6次忠岡町総合計画」における最新の推計値を採用しております。

14ページをご覧ください。図2-6に示されるとおり、本町における住民の主な交通手段について、40%が自家用車となっており、大阪府全体では22.5%であることと比較しても、非常に重要な移動手段となっていることが分かります。

16ページをご覧ください。大気中の二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの濃度が上がり、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する地球温暖化の進行に伴い、大阪府においても、図2-8のとおり年平均気温が100年で2.1°C上昇しており、続く17ページの図2-9、図2-10のとおり、猛暑日の日数や熱中症による救急搬送人数の増加など、気候変動の影響は非常に大きなものとなっています。

20ページをご覧ください。本町のごみの総排出量及び一人一日当たりのごみ排出量は、図2-14に示すとおりです。近年は、どちらの値も減少傾向にあることから、人口減少によるものというだけではなく、住民、事業者、行政各主体のそれぞれの取り組みにより、総排出量の削減につながっていることが分かります

22ページをご覧ください。公害苦情件数について取りまとめております。本町においては、表2-4のとおり、大気や騒音等の公害に関する苦情件数が少ない一方で、続く23ページの図2-16のとおり、不法投棄やペットマナー等の身近な生活環境についての苦情件数は4~50件程度発生しています。

30ページをご覧ください。ここで、一点資料の訂正がございます。本文2段落目に、令和7年9月24日からと記載がありますが、正しくは9月22日からです。今回の計画策定にあたり、住民、事業者の環境意識について把握するため、「忠岡町の環境に関するアンケート調査」を、無作為に抽出した18歳以上の住民1,250人及び事業者155社を対象に実施しました。住民508人、事業者44社より回答があり、回答率はそれぞれ、40.6%、28.4%となりました。アンケート結果については、別冊資料として「環境に関するアンケート調査結果報告書」に全文を掲載し、公表いたしますが、本項目では、環境施策の検討において特に関連する項目を抜粋して掲載しております。まず、住民向けアンケートの調

査結果について、ご紹介いたします。「あなたは環境問題についてどのように考えますか。」という設問では、「自分ができる範囲で取り組みたい」という選択肢を選んだ人が50.8%と最も多く、半数以上の方が身近な行動による取組を前向きに考えていることが分かりました。

31ページをご覧ください。「身近な地域で、ここ数年でどのような気候の変化による影響が生じていると思いますか。」という設問では、「熱中症など暑さによる健康への被害が増えている」「短時間に降る強い雨による浸水被害の増加」「雨が降らない日が多くなり、水不足といった渇水が増えている」といった選択肢が上位であり、異常気象や降水パターンの変化への懸念が示されています。

32ページをご覧ください。環境に配慮した取り組みの実践状況については、「ゴミやたばこの吸い殻をポイ捨てしない」「ゴミの分別を心掛けている」「騒音や振動を出さないように近所へ配慮して生活する」といったことを実践している方が多くみられました。

33ページをご覧ください。「あなたは忠岡町の環境に関する各項目の満足度・重要度について、日頃どのように感じていますか。」という設問では、「ポイ捨てやごみの散乱がなく、きれいである」「環境について学ぶ機会がある」「川などの水がきれいである」といった項目が、「重要度が高く満足度が低い」水準を示す図の左上の領域に含まれていることから、今後の重点的な取組分野であることが分かります。

続いて、事業者向けアンケートの調査結果について、ご紹介いたします。34ページをご覧ください。事業活動における環境配慮の位置づけについては、「社会的責任の一つ」と回答した事業者が最も多く、「法規制等を遵守するもの」が次いで多くなっています。

35ページをご覧ください。環境に配慮した取り組みの実施状況については、「ごみの減量や分別、リサイクルの推進」「コピー機などのOA機器の省エネモード設定」を実践済みの事業者が多くみられる一方で、「地域と連携した環境保全活動への参加」「社員への環境教育」は実践率が低いことがわかりました。

36ページをご覧ください。環境に配慮した取り組みを進める上での課題として最も多かったのは「情報の不足」であり、次点で「資金の不足」「ノウハウの不足」が多く選択されました。

38ページをご覧ください。第3章では、本計画の目標について、続く第4章では、目標に向けた施策の展開について、それぞれ記載しております。先程のアンケート調査の結果等を踏まえ、本町における環境の将来像を「美しく豊かで住み続けられるまちただおか」とし、住民、事業者、行政が一体となって環境施策を推進することで、この将来像の実現を目指すものとします。

39ページをご覧ください。将来像の実現に向けた具体的な取り組みを進めるため、5つの基本目標を掲げます。基本目標ごとに、施策の方向性と町の役割、住民、事業者の取り組みをそれぞれ示すとともに、本計画の進捗管理のため、成果指標と目標値を設定し、着実に施策を推進していくものとします。なお、基本目標1の脱炭素社会の構築について

は、より詳細な達成目標や施策方針について、後ほどご説明する別冊の忠岡町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）にて取りまとめておりますので、ここでは説明を割愛させていただきます。

それでは、基本目標 2 よりご説明させていただきます。48 ページをご覧ください。基本目標 2 は、気候変動に強いまちづくりです。気候変動の影響により今後も猛暑日や集中豪雨が増加することが予測されることから、これらの影響から住民や来訪者を守り、だれもが安全、安心で健やかに活動できる環境と災害に強いまちを目指します。施策の方向性としては、「自然災害への対策」「暑熱への対策」が挙げられ、防災情報の発信や、防災訓練の実施、熱中症予防・ヒートアイランド対策の推進といった施策を進めています。成果指標と目標値については、52 ページに記載のとおりとします。例としては、一時的に暑さをしのぐ休憩場所として「クーリングシェルター」の設置箇所数を、令和 12 年度に今年度の 2 カ所から 5 カ所に増やすことを目標とします。

53 ページをご覧ください。基本目標 3 は、循環型社会の形成です。使い捨てを基本とする大量生産・大量消費型の経済活動から、有限な資源を効率的に利用する循環型経済へ移行していく、環境に負荷をかけない持続可能なまちを目指します。施策の方向性としては、「ごみの減量化・資源化の推進」「適正処理の推進」が挙げられ、食品ロス対策・ごみの分別の推進、不適正処理・不法投棄への対応、災害廃棄物の適正処理といった施策を進めています。成果指標と目標値については、56 ページに記載のとおりとします。ここでは、特にごみの総排出量等の指標について、忠岡町一般廃棄物処理基本計画と整合した値を目標値としています。

57 ページをご覧ください。基本目標 4 は、生活環境の保全です。安全、安心で快適な生活環境を整えるため、公害防止やまちの美化に取り組むとともに、地域のみどりや自然の保全・創出を行い、人々の憩いや安らぎの場を形成することで、住みつけたいと思えるまちを目指します。施策の方向性としては、「環境の監視と保全対策の推進」「快適な都市空間の創造」「生物多様性の保全」が挙げられ、町における環境の状況についてのモニタリング、公害防止に関する情報の広報・啓発、公園、緑地、水辺環境の保全・整備、町の環境美化の推進、生物多様性に関する普及啓発、外来種への対策といった施策を進めています。成果指標と目標値については、62 ページに記載のとおりとします。例としては、町内の清掃ボランティアの登録件数について、町内美化の更なる推進のため、現状値より約 20% の増加を図ります。

64 ページをご覧ください。基本目標 5 は、環境学習の推進です。ここまで 4 つの基本目標の土台となるものとして、環境教育・環境学習の機会を提供することにより、次世代により良い環境を継承するため、一人ひとりが自ら進んで環境にやさしい暮らし方や働き方を実践するまちを目指します。施策の方向性としては、「環境学習の推進」「環境保全活動の推進と支援」が挙げられ、主に子どもたちへの環境学習の機会の確保、環境に係る情報の提供、環境に配慮した取り組みを行う人材や団体への支援、協働の体制や仕組みづ

くりといった施策を進めていきます。成果指標と目標値については、67 ページに記載のとおりとします。今後、情報発信、環境関連イベントの効果的な実施方法について、検討を進めていきます。

68 ページをご覧ください。第 5 章では、本計画の推進体制について記載しております。計画の進捗管理にあたっては、図に示すとおり PDCA サイクルに基づき、取り組み状況や評価指標の評価・点検を行います。また、計画を着実に推進するため、評価・点検の結果を含む本計画の進捗状況について、この環境保全審議会において毎年ご報告させていただくとともに、結果について町ホームページ等で公表を行うことで、広く周知するものとします。

忠岡町環境基本計画素案についての説明は以上です。

続きまして、忠岡町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案について、資料 4 に沿ってご説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。第 1 章では、本計画の基本的事項について記載しております。本計画は、先ほどの忠岡町環境基本計画の別冊として、脱炭素の施策部分についてより詳細に示したものです。

2 ページをご覧ください。本計画の計画期間は、環境基本計画同様、2026 年度から 2030 年度までの 5 年間とします。また、国や府の計画を踏まえ、基準年度については 2013 年度とし、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を、最終目標として掲げます。

3 ページをご覧ください。本計画は、忠岡町全域を対象とし、町、住民、町内事業者が一丸となって、脱炭素社会の実現を目指すものとします。温室効果ガスについては、本計画では把握が困難な物質については算定対象外とし、二酸化炭素のみを対象とします。

5 ページをご覧ください。第 2 章では、環境基本計画の第 2 章と同様に、アンケート調査の結果のうち本計画に特に関連する項目について、抜粋して掲載しております。まずは住民向けアンケートの結果について、紹介いたします。関心のある環境問題についての設問では、「地球温暖化・気候変動」「ごみのポイ捨てや不法投棄による美観の悪化」「騒音・振動・悪臭等の生活環境問題」が上位となり、地球温暖化の進行や日常生活における身近な問題について関心が強いことがわかります。

6 ページをご覧ください。再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入状況についての設問では、「LED 照明」「省エネルギー家電」といった身近で導入しやすい機器を中心とし、一定の導入が進んでいることがわかります。一方で、「太陽光発電システム」「蓄電池」などの再生可能エネルギー関連設備の導入はあまり進んでいないことがわかります。

7 ページをご覧ください。「地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減するため、町に行つてほしい取組は何ですか。」という設問については、「ごみ量の削減、リサイクルの推進」「緑化推進など二酸化炭素を吸収する取組の推進」「太陽光発電、蓄電池、省エネ設備導入のための補助金等支援制度の充実」「子どもたちに対する環境学習の推進」が上位の選択肢となりました。

次に、事業者向けアンケートの結果について、紹介いたします。8ページをご覧ください。温室効果ガスの排出量の把握状況についての設問では、「把握していない」との回答が大半でした。また、温室効果ガス排出量の削減に向けた目標や方針の設定状況についても、「定める予定はない」との回答が多くみられる結果となりました。

9ページをご覧ください。再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入状況についての設問においては、「導入していない」「導入の予定はない」との回答が多くみられる結果となりました。

10ページをご覧ください。地球温暖化対策に関する事業者が求めている情報についての設問では、「事業者向けの支援制度・補助金等の情報」「地球温暖化防止のために行動すべき具体的な取り組みやその効果に関する情報」「国や府・町が行っている取組に関する情報」が多くみられました。また、町に期待する環境対策支援についても「補助金等支援制度の充実」や「取組事業者に対する優遇制度の創設・充実」が多く挙げられました。

11ページをご覧ください。第3章では、本町における二酸化炭素排出量の現状把握と将来推計について、記載しております。二酸化炭素排出量の現況推計においては、環境省が公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値をもとに、アンケート調査において回答を得られた実績値を盛り込み、独自の推計値として算出しています。

算出結果については、12ページ下部の図3-1をご覧ください。基準年度である平成25年度の排出量120,010t-CO₂に対し、令和4年度の二酸化炭素排出量は右の棒グラフのとおり90,691t-CO₂であり、24.4%にあたる29,319t-CO₂減少していることがわかります。

14ページをご覧ください。二酸化炭素排出量の将来推計における考え方については、図3-2を用いてご説明いたします。基準年度である平成25年度の排出量から、追加的な対策を見込まず、人口の減少や製造品出荷額の増減等の活動量変化のみを考える、現状すう勢ケースによる削減量を推計します。これが、図の黄色の矢印で示される部分です。そこに、①の省エネルギー対策の推進による削減量、②の再生可能エネルギー導入による削減量を追加することで、図の赤色の矢印のとおり、右側の灰色の棒グラフ部分まで排出量を削減できる、と考えられます。

この考え方に基づいて将来推計を行った結果が、18ページに記載されています。下の図3-4が、将来推計をまとめたものです。図の左から3番目が、2030年度において、追加の対策をせず人口減等のみで推計された排出量です。ここから、省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの導入により、赤の点線で囲まれた箇所分を削減することで、左から4番目の63,673t-CO₂の排出量となる推計結果です。一方で、最終目標である2050年度については、右から2番目が現状すう勢ケースによる排出量推計、追加の対策を踏まえた排出量が右端の棒グラフとなります。2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの達成には、右端のグラフのとおり、26,155t-CO₂の削減が不足する推計となっております。この削減量の不足分については、今後の省エネ・再エネ技術等の進展や、国・府・民間等による制度整

備や市場変化によって、削減可能性が高まると考えられることから、こうした今後の技術開発や社会動向を注視しながら、継続的な施策の検討を進めていく方針とします。

19 ページをご覧ください。第4章では、再生可能エネルギーの導入の状況とポテンシャルについて記載しております。本町における再生可能エネルギーの導入状況を見ると、太陽光発電は増加傾向にあり、その他風力・水力・地熱・バイオマス発電については導入実績がありませんでした。

21 ページから 24 ページにおいては、本町における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについて記載しております。ここで、資料の訂正が 2 カ所ございます。まずは 21 ページの (2) の①の 1 行目、表 4-3 と記載がありますが、正しくは表 4-2 です。また、22 ページの下の方、表 4-3 の区分の項目について、太陽熱と地中熱の記載が逆になっております。これらの修正については、パブリックコメントにて公開する素案においては適切に修正いたします。

23, 24 ページに記載のとおり、本町における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは理論上太陽光、太陽熱、地中熱が高くなっていますが、地中熱は初期投資コストが大きく、地下水位や地質条件の制約を受けやすいこと、太陽熱についても、構造上の制約やコスト回収期間の長さなどにより、それぞれ現時点での導入は難しいことから、導入実績が多く、現実的に導入可能性が高い太陽光発電を中心に、再生可能エネルギーの導入を推進していく方針とします。

25 ページをご覧ください。第5章では、本計画における目標について記載しております。二酸化炭素排出量削減目標については、本計画の計画期間における 2030 年度までの削減目標として、二酸化炭素排出量の 2013 年度比 46% 削減、国の計画を見据えた長期目標として、2050 年度までの二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を、それぞれ目指すものとします。

また、再生可能エネルギー導入目標についても、次の 26 ページに記載のとおり設定します。この再生可能導入目標の値は、先ほどご説明した 18 ページ図 3-4 の黄色斜線部分、再生可能エネルギーの導入による CO2 削減量を達成するために必要な導入量を算出したものです。

27 ページをご覧ください。第6章では、第5章で掲げた目標を達成し、脱炭素社会を実現するための施策について、取りまとめております。施策は、大きく 3 つの基本方針において、それぞれ示すものとします。

28 ページをご覧ください。基本方針 1 は、省エネルギー対策の推進です。温室効果ガス排出量を削減するためには、エネルギー消費量を減らす省エネルギー対策が不可欠であることから、脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進し、日常生活や事業活動等あらゆる場面におけるエネルギー消費量の削減を推進します。具体的な取り組み内容としては、住宅・建築物の省エネルギー化や高効率機器の導入に関する周知啓発、

エネルギー消費量を見える化できるシステム等の情報提供、公共施設における省エネ機器等の積極導入、次世代自動車の導入促進に向けた普及啓発などが挙げられます。

33 ページをご覧ください。基本方針 2 は、再生可能エネルギーの普及拡大です。省エネルギー対策を進めてもなお必要となるエネルギーについては、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーによって賄うことが効果的であるため、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入を図ります。また、自立・分散型のエネルギー・システムを構築することで、災害に強く、だれもが安心して住み続けられるまちづくりを進めます。具体的な取り組みとしては、公共施設への太陽光発電設備、蓄電池等の導入検討、再生可能エネルギー由来電力プランへの切り替え検討、住宅、建築物等への太陽光発電・蓄電池等設置に関する情報提供・普及啓発、壁や窓に設置できるような、次世代太陽光発電の活用に関する検討などが挙げられます。

36 ページをご覧ください。基本方針 3 は、総合的な地球温暖化対策です。省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入に限らず、緑化等による吸収源対策や廃棄物対策など、多様な手法による地球温暖化対策を推進します。また、環境学習・環境教育にも積極的に取り組み、各主体の行動変容を促します。具体的な取り組みとしては、緑化の推進や木材における府産材の積極活用、家庭ごみ・事業ごみの排出削減についての普及啓発、資源の有効活用及び食品ロス対策の推進、町だけでなく国や府の地球温暖化対策に関する取組についての情報提供などが挙げられます。

40 ページをご覧ください。第 7 章では、本計画の推進体制について記載しております。計画の進捗管理にあたっては、環境基本計画と同様に取り組み状況や二酸化炭素総排出量などについて評価・点検を行うとともに、評価・点検の結果を含む本計画の進捗状況について、この環境保全審議会におけるご報告や、町ホームページ等で公表を行うことにより、広く周知するものとします。

以上で、忠岡町環境基本計画、および忠岡町地球温暖化地策実行計画（区域施策編）の素案についての説明を終わります。

（竹中会長）

ご報告ありがとうございました。ただいまのご説明に関してご意見やご質疑があればお願いいたします。

（内藤委員）

環境基本計画 28 ページのアンケートの結果について、住民 40.6% に対して事業者 28.4% は回答率が低いと思います。特に企業の数値が低いように感じるが事務局としてどのように感じているか。

（事務局）

他自治体のアンケートの回答率と大きく変わらないと認識しています。事業者については、30%弱が一般的であり極端に少ない印象はもっていない。今後パブリックコメントを実施するのでそちらの意見も反映したい。

(下村副会長)

修正期間はどの程度あるか、パブコメはいつから実施されるのか。

(事務局)

12月から1か月程度で想定している。

(下村副会長)

環境基本計画10ページの位置図については、GISのデータを用いて近隣の駅、土地利用の現況、地域区分がわかるようにしたい。後半で公園緑地の話があるが、公園緑地の分布もわからないし、緑被率の構成もわからない。居住区域や公園緑地配置がわかる図面が一枚あると良い。都市計画、土地利用的な状況をつかんだ上で後半につなげると良いと思う。またアンケートについて、33ページの重要度と満足度の割合について、重要度が高いが満足度が低い項目が重要というのわかるが、第3章にどのようにつながるのかがわからない。アンケートの結果等を受けた課題のまとめが2章の終わりにあり、それを基に3章の目標設定につなげるというストーリーがほしい。2章のまとめをしっかりと行い、町の問題、全国的な問題を対応表のような形で整理した上で、3章へと展開するようご検討いただきたい。また、アンケートについては子どもの意見は聞いているか。

(事務局)

アンケート対象者が18歳以上であるため、子どもの意見は集約できていません。

(下村副会長)

分かりました。

(竹中会長)

下村副会長のご意見のとおり、全体的にアンケートが浮いてしまっているように見える。目標や施策とのつながりを整理していただいた方が良いかと思う。

(事務局)

課題の整理について、事務局内で検討したい。

(今奈良委員)

他の計画を見ると「コラム」というものはあまりない印象である。今回コラムはどのような位置づけ、どのような目的で掲載しているか。

(事務局)

コラムについて、一番初めに出てくるのが資料3の6ページである。住民の方が聞きなじみのない言葉の説明や技術革新の内容等について、コラムにまとめ、わかりやすく説明している。

(今奈良委員)

現在コラムになっていない言葉についても、住民からするとわかりづらい言葉がある。コラムに掲載している言葉と掲載していない言葉の基準は何か。行政側から基準を指定したのか、業者側から提案があったのか。

(事務局)

各用語については、最終的に巻末にまとめて説明を掲載する。

中でも用語のみでは説明が難しい言葉については委託業者に依頼し、図示してほしいと指示させてもらった。例えば資料3の45ページについて、ペロブスカイト太陽電池という新しい太陽電池は、様々な場所に設置できる薄型のもので住民の方がイメージする屋根置きの大きいパネルとは異なるため、図等を用いて構造を説明した方がわかりやすいと考えた。

(今奈良委員)

住民にわかりやすくということで理解した。

区域施策編の第3章の基準年度は2013年度であるが、どのように決めたのか。その時期あたりに東日本大震災があったと認識しているが、他自治体も同様に2013年度と設定しているのか。

(事務局)

国の計画の基準年度にあわせている。

(今奈良委員)

分かりました。また、環境基本計画62ページの指標、清掃ボランティアの登録数について、実働した数ではなく、登録数とするのはなぜか。総合計画のものを踏襲しているのか。

(事務局)

ご認識のとおり総合計画を踏襲している。また実働数については把握が困難である。

(今奈良委員)

分かりました。また、67 ページの環境保全に関する情報発信回数はどの媒体を想定しているか。広報、SNS も入れるのかチラシも含むのか。基準はありますか。

(事務局)

ホームページ、広報、SNS を想定している。下の指標、環境関連のイベント開催についても発信していきたい。現時点で明確な基準はないので、検討を進める。

(今奈良委員)

基準を決めないと人によって捉え方が異なっていると、進捗を追えない。全員が納得できる指標としてほしい。最後に、指標の項目ごとに現状値の年度がバラバラである。今回は現時点で把握できる数値の最新年度という認識か。年度が揃っている方がわかりやすいと思うが。

(事務局)

ご認識のとおり、成果指標については現時点で把握できる数値を示している。

(黒田委員)

資料 3 で忠岡町のどの環境をどういう風にしたいかイメージしづらいと思います。

全体的に忠岡町の PR があってもよいと思います。例えば 28 ページの (2) 河川、水辺についても、町には干潟があり、大阪湾の海辺として貴重な資源であると思う。写真をいれるなどして丁寧に PR してほしい。

また、資料 4 の 3 ページ目、対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみという理解でよいか。

最後に、19 ページ以降の再エネポテンシャルについては、町民にとって難解であると感じた。特に単位、MWh や MJ などが混在している。なるべくわかりやすい単位にする等工夫していただきたい。また、数値について小数点以下 3 位までいるのか。町民が見て大きい数字か小さい数字か程度わかれればよいのではないか。

(竹中会長)

単位の換算に関する記載があれば分かりやすいかもしれません。

(黒田委員)

修正点の指摘ですが、19 ページの設備容量の箇所がピリオドになっており、カンマの間違いかと思います。数値についても細かい正確な数値が必要かどうか精査いただきたい。

(事務局)

誤記についても確認し、修正いたします。

(事務局 ※コンサルタント)

対象とする温室効果ガスについて、全国的に二酸化炭素のみとする自治体が多く、環境省のマニュアル上も問題ない。また、温室効果ガスのうち 93%程度が二酸化炭素であるため代表として二酸化炭素を対象とさせていただいた。

(黒田委員)

分かりました。

(竹中会長)

基本計画の 30 ページアンケートの結果について、「自分にもできることをしたいが、何に取り組んでいいかわからないと」 いう回答が多い。42 ページで、住民の取組が「節電や節水、冷暖房機器の適切な温度設定等」とあるが、具体的に何か。自分の中で、できる取組できない取組あると思うが、そのような情報を与えてあげることが重要と考える。

また、「地域の洪水ハザードマップ…」とあるが、どこでその情報を入手したらいいのか等住民にとってはわからない。「木材の積極的な利用」「食品ロス削減への取組」も具体的に何をしたらいいか。もう少し具体的に何をしたらいいか記載いただきたい。

(下村副会長)

町民への周知は具体的な啓発が必要である。すぐにできること、何かの節目にできること、技術革新によりできること、様々あるので、難易度別にアクションを記載してもよいかと思います。

(竹中会長)

資料 4 の 4 ページに対象部門、廃棄物分野に焼却処分とあるが、忠岡町の焼却場は 2032 年度まではない。それまでは三重県で焼却しているが、三重県の排出量になるのか。

(事務局 ※コンサルタント)

廃棄物については、町におけるごみの排出量で算出しているので、ごみがどこで焼却されているようとごみの排出量に応じて町の CO2 排出量が計算されます。

(竹中会長)

分かりました。資料4、14ページの図について、黄色の矢印が削減量で、縦軸が二酸化炭素の量かと思うが、黄色の矢印で削減したあと、さらに省エネ対策で削減するというのはどういう理屈か。

(事務局)

黄色の矢印は現状趨勢であり、何も対策を実行しない場合人口減少等の社会情勢のみを反映した削減量となります。それに加えて省エネ対策、再エネ導入により削減を図るというイメージです。

(今奈良委員)

前回審議会の資料では、環境基本計画の計画期間が令和8~14年までの10年と記載されていたが、5年に変更になったのか。

(事務局)

10年計画で5年後に途中見直しを予定していたが、脱炭素にかかる国の動向の変化等10年単位では柔軟な対応が難しいことから5年間に変更した。

(勝元委員)

前回の資料も一応目を通したがよくわからない。この計画は分厚いが、何から手をつけるのか、目的はなにか教えてほしい。

(事務局)

本町には、環境基本計画自体がなく、初めてつくる段階である。方針等についても会議に諮り、何を重視するか、どのように実施していくか含めて検討いただきたいと考えている。

(竹中会長)

初めての策定なので、資料のどこでも気づいたところからご意見いただきたいとおもいますが、他にご意見ございませんでしょうか。

(前川委員)

先の廃棄物処理施設の灰はどこに最終処分されるのか。昨年議論した貯木場の埋立に使われるのか。その点が決まっていないのなら事業には反対である。

(事務局)

環境基本計画と先のアセスメント及び昨年議題に上げました埋立事業は関連するものではありませんが、これまで忠岡町のクリーンセンターから発生した焼却灰は固化した後、大阪湾フェニックスセンターにおいて埋立処分しておりました。先のアセスメントにおける施設完成後の灰については同じく大阪府フェニックスセンターとなるか若しくは事業実施者のグループ施設で最終処分されることになろうかと思います。

(竹中会長)

他にご意見ございませんでしょうか。ご意見等無いようですので進行を事務局にお返しします。委員の皆様、審議会の円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。

(事務局)

竹中会長ありがとうございました。環境アセスメントに関する審議に続き、本町の新たな環境に関する計画においても専門的かつ多角的な目線でのご意見を賜りまして感謝いたします。これをもちまして、令和7年度第2回忠岡町環境保全審議会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中長時間にわたりありがとうございました。